

## 山梨大学医学部附属病院長選考基準

令和 8年 9月 7日学長裁定

山梨大学医学部附属病院長選考細則第3条第2項の規定に基づき、病院長選考基準を以下のとおり定める。

1. 医師免許を有し、医学、医療及び経営に関し高い識見を有する者。なお、年齢制限は付さない。
2. 以下のいずれかの業務に従事した経験を有し、医療安全についての十分な経験をもとに指導力を発揮し、患者の安全を第一に高度な医療安全の管理体制を確保できる者。
  - ① 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務
  - ② 医療安全管理委員会の構成員としての業務
  - ③ 医療安全管理部門における業務
  - ④ その他上記に準じる業務
3. 本学附属病院または本学以外の病院で以下の経験を有し、病院の管理運営に必要な経験と能力をもとにガバナンスを発揮できる者。
  - ① 病院長又は副病院長の経験
  - ② 診療科長又は中央診療施設等の長の経験
4. 医学教育、医学研究及び高度医療に携わった経験を有し、教育・研究・診療に必要な資質・能力を有している者。  
(医学系教授の経験を有する者が望ましい。)
5. 山梨県内の医療環境の改善に努めた経験を有し、地域医療、救急医療、感染症対策及び高度医療を担う医療機関として、県や山梨県医師会等関係機関との連携のもとその維持及び発展に貢献できる者。
6. 附属病院の将来に関して、明確なビジョンと強いリーダーシップをもってその発展に貢献できる者。